

山梨県バレーボール協会ホームページへの広告の掲載に関する約款

平成28年4月1日 制定

本約款は、山梨県バレーボール協会（以下、当協会）ホームページ「トップページ」に掲載するバナー広告の取り扱いについて必要な事項を定めたものであり、当協会と広告を掲載する団体（以下、契約団体）は、この約款を遵守するものとする。

1 リンク先の契約団体Web ページについて

- (1) リンク先ホームページの内容が秩序あるものであること。
- (2) 以下の団体やリンク先web ページにこれら内容が含まれるもの、またはリンクにより閲覧できるものは契約できない。
 - ①著作権、肖像権、人権侵害となるものやその恐れのあるもの、またはその他法律に触れるような内容が含まれているもの。
 - ②宗教、政治的な団体。
 - ③ウィルス等を発するおそれのあるHP。
 - ④ギャンブルに関わるもの。
 - ⑤法律の定めのない医療類似行為や商品紹介を行う広告が含まれるもの。
 - ⑥社会的秩序を乱すような表現のあるもの。
 - ⑦公序良俗に反するもの、またはその恐れのあるもの。
 - ⑧意見広告。
 - ⑨当協会の信用性、信頼性、イメージを損なうような内容。
 - ⑩風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の第二条第一項等に基づいて運営される（パチンコ店やゲームセンターなど）営業の紹介をしているもの。
 - ⑪「出会い」仲介またはそれに関する内容のもの。

2 契約について

- (1) 契約団体の責めに帰すべき事由により、掲載途中で解約した場合の契約料については返金しない。
- (2) 掲載途中で上記1の(2)に該当する内容にホームページが変更された場合、またそれを発見した場合は当協会がバナーを削除することとし、契約料については返金しない。
- (3) 広告代理店が代理として依頼してきた場合も契約は契約団体と交わす。
- (4) ホームページを持たないが、バナー広告の掲載を希望する団体は当協会に相談すること。

3 バナー広告の画像について

- (1) バナー広告の画像サイズは横234px×縦60px、ファイル形式はJPG、GIF、PNG、ファイル容量は50kB以下とする。
- (2) バナー画像は当協会が用意することなく、依頼者（契約団体）が作成したものを使用する。
- (3) バナー画像自体についても著作権、肖像権、その他誤解のないものとする。
- (4) 掲載期間満了後、3ヶ月以上経過してから再び広告掲載依頼をする場合はバナー画像を再度送付すること。
- (5) バナー掲載は、当協会公式ホームページのトップページ下側とし、契約日順に右へと順次掲載する。ただし、当協会ホームページのスタイル変更に伴い掲載位置が変更される場合、一ヶ月前までに契約団体にそのスタイルを提示して、了承を得ることとする。
- (6) 上記（5）の契約日とは、契約団体から送られてきた申込書の受付日をいう。継続掲載の場合、最初に受付した日を契約日とする。ただし、契約満了に伴い一度契約が途切れ、再度広告掲載契約をした場合はこの限りではない。

4 掲載期間

- (1) 掲載期間は、申込書の受付、振込完了、バナー広告画像受付の全てが完了した翌月1日から1年間とする。
例（掲載は契約成立の翌月1日[1日0時以前にバナー掲載]から1年間[バナー削除は翌日以降]）
- (2) 契約成立が25日以降の場合は、翌月の1日に間に合わない場合もある。
- (3) 当協会ホームページのサーバーに障害が発生するなどしてホームページが閲覧不能となった場合は、当協会から契約団体に連絡をして協議し、閲覧不能の期間が1ヶ月以上に及ぶ時はその月数に応じて掲載期間を延長する。
- (4) 掲載期間中に契約団体リンク先のWeb ページに変更がなされ、「1 リンク先の契約団体web ページについて」に関わる事項が見つかった場合、契約団体の許可が無くとも、一時バナー掲載を中止できるものとする。当協会は、その後すぐに契約団体に連絡確認をとり、掲載継続できると判断したものはすぐに再掲載する

5 契約団体（広告主）の責務

- (1) 契約団体は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。
- (2) 契約団体は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に関する財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、当協会に対して保証するものとする。

(3) 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、契約団体の責任及び負担において解決することとする。

(4) 前項の規定は掲載期間中に限らず、本契約期間の解除後、広告掲載の取下げにより掲載が終了した後も同様とする。

6 広告の変更

掲載期間中における広告のバナー画像及びリンク先の変更（契約団体が広告代理店である場合にあっては、当該広告の広告主の変更を含む）は、原則行わない。

7 疑義等の決定

この約款において疑義が生じた事項またはこの約款に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。